

アピアランスケア用品 購入費助成事業のご案内



熊谷市では、がん患者の方の経済的負担の軽減、生活の質の向上を図り、治療と社会生活の両立を支援するため、治療に伴う外見の変化をケアする用品(アピアランスケア用品)の購入に係る費用の一部を助成します。

対象者	以下の要件を全て満たす方 ・申請日において熊谷市に住民登録のある方 ・がんと診断され、治療(手術、薬物療法、放射線治療等)を受けた方、または、治療中の方 ・アピアランスケア用品を購入した方 ・市税等を滞納していない方
対象品	【ウィッグ等】 ・ウィッグ(部分用、頭皮保護用のネットを含む) ・帽子(毛付きのものを含む) 【補整具等】 ・補整下着(下着とともに使用するパットも含む) ・人工乳房(乳房再建術等による体内に埋め込まれたものは除く)、人工乳頭等 ・その他エピテーゼ(頭部、胸部以外の部分の体表に取り付けるケア用品) (一例)人工の皮膚、指、鼻等 ※保険適用が可能なアピアランスケア用品の購入に係る申請はできません。
申請期限	対象品を購入した翌日から1年以内
助成金額	【ウィッグ等】 購入に要した費用、または、1万円のいずれか低い額 【補整具等】 購入に要した費用、または、1万円のいずれか低い額
助成回数	年度内において、1人につき、ウィッグ等・補整具等それぞれ1回限り ※令和6年度以前に助成制度を利用した方も、申請をすることができます。



申請方法

裏面の「申請に必要な書類」を添付し、
直接申請窓口(健康づくり課)へお越しいただくか、
郵送で提出をしてください。



必要な書類については裏面をご確認ください

申請に必要な書類



書類名



注意事項



申請書兼請求書⁽¹⁾

所定の様式を使用してください



がん治療を受けた、または受けている
ことを証明する書類の写し⁽²⁾

医療機関の発行する説明書や同意書、
診断書または治療方針計画書など



領収書(原本)

宛名、購入日、購入金額、品目・金額の内訳、
領収書発行者の名称の記載があるもの



通帳またはキャッシュカードの写し

申請者本人の名義の口座で、口座番号などが
確認できるもの



本人確認書類の写し⁽³⁾

運転免許証やマイナンバーカードなど



委任状⁽⁴⁾

申請者と対象者が違う場合や、振込先口座の名義が
申請者と異なる場合に必要
所定の様式を使用してください

- (1) 申請書兼請求書は、申請窓口(健康づくり課)、市役所本庁舎、行政センター(妻沼、大里、江南)、または熊谷市ホームページからダウンロードができます。
ウイッグ等・補整具等をまとめて申請する場合は、1枚の申請書兼請求書で申請ができます。
- (2) がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損、またはそれらのおそれが見込まれることを証明する書類であって、対象者の氏名及び医療機関名等が記載されているもの
- (3) 申請者と対象者が異なる場合は、双方の本人確認書類が必要です。
- (4) 委任状は、申請窓口(健康づくり課)、市役所本庁舎、または熊谷市ホームページからダウンロードができます。



がん患者相談窓口

がん相談支援センター

患者の方だけでなくご家族様からの相談も受け付けています。
費用は無料、匿名で相談ができます。



がんピアサポーターによる相談支援

県が実施する研修を修了した「埼玉県がんピアサポーター」が、傾聴を主とした相談支援を行います。



がんの情報提供

がん情報サービス

国立がんセンターが運営する、がんに関する「確かな」情報を提供しているサイトです。



がんサポートハンドブック

埼玉県が作成している地域の療養情報をまとめた冊子です。
県HPにて、随時更新を行っています。



【お問い合わせ先及び申請窓口】

熊谷市市民部健康づくり課 健康企画係(熊谷保健センター2階)
TEL 048-528-0601 FAX 048-528-0603
〒360-0014 熊谷市箱田一丁目2番39号
受付日時:月曜日～金曜日(土日・祝日を除く) 8時30分～17時15分



申請書兼請求書のダウンロード、
事業の詳細についてはこちらから
ご確認ください



市ホームページ